

令和元年10月以降  
介護予防・生活支援サービス  
運営基準・単価（通所型サービス）

# 通所型サービス(第1号通所事業)

サービス種別	(1) 通所介護	(2) 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	(3) 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス種類コード	A6(市指定)	A7(指定事業者)	なし
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	○運動・栄養・口腔・認知予防の要素の複合プログラム  例)リハ特化型デイサービス、二次予防事業のプログラム
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者 1名 専従・常勤(兼務可)</li> <li>○生活相談員 1人以上 専従・常勤 社会福祉士主事任用資格、精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士</li> <li>○看護師 1人以上</li> <li>○介護職員 ~15対専従1人以上 15~対利用者1人につき0.2人</li> <li>○機能訓練指導員 1人以上 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者 専従1人(兼務可)</li> <li>○従事者 ~15対1 15~対利用者1人につき0.2人</li> <li>○看護職員又は機能訓練指導員 専従 1人 (利用が10人をこえる場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者 1人(兼務可)</li> <li>○専門職 理学療法士、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士 など</li> <li>○介護職員 介護福祉士、介護者初任者研修修了者等</li> </ul>

# 通所型サービス(第1号通所事業) 運営基準

サービス種別	(1) 通所介護	(2) 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	(3) 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供等</li> </ul> <p>(現行基準と同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規定の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規定の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供等</li> </ul>
実施方法	指定事業者	指定事業者	委託

# 通所型サービス(第1号通所事業) 単価

サービス種別	(1) 通所介護	(2) 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	(3) 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
単価	1単位=10.27円 月包括  現行基準と同様  基本単位 【週1回】 1655単位 【週2回】 3393単位	1単位=10.27円 月包括  2人分緩和=単位(38単位×2人分)減算 (機能訓練指導員、生活相談員の減算) 【週1回】 1351単位 【週2回】 2785単位  【加算】 225単位(月単位)  運動機能向上加算相当	○1回 120分 ○週1回 ○1人につき5ヶ月実施 ○定員 1回 15人  利用者1人あたり月包括単価  23,790円
利用者負担額	1割・2割又は3割		2,400円